

平成29年(ハ)第14号 損害賠償請求事件

原告 高野 邦夫

被告 広島県

準備書面(1)

平成29年9月26日

庄原簡易裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士 福 永

孝



被告指定代理人

広島県警察本部

和 田 敏



木 村 功



小 坂 泰



被告は原告の準備書面(1)に対して以下のとおり認否反論する。

第1 原告準備書面(1)の第一について

不知。未だ原告と津田氏に関する刑事事件の捜査は終了しておらず、又、被告のかかわらない民事事件の認否等の内容について認否する立場にない。

第2 同第二について

1 同第二の1について

否認ないし争う。

理由は答弁書で詳細に述べたとおりである。

付言するに、原告主張の告訴の意思表示とは平成29年5月2日付の警察官調



本件民事訴訟の争点とは無関係であり釈明の必要を認めない。

2 求釈明2について

本件民事訴訟の争点とは無関係であり釈明の必要を認めない。

3 求釈明3について

(1) 答弁書の訂正

答弁書第3の3(2)の第2段落(p5)の「なお、本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書が作成されている以上、捜査は開始されているのであり、合理的な捜査を行って書類や証拠物を整えてから検察官に送致することはその時点で決定されているところ(刑事訴訟法246条「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」、身柄事件でない本件について、平成29年5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月8日には送検されているのであるから十分に合理的な期間内の適法な処理であるといえる。原告が庄原警察署による送検の翌9日に検察庁に告訴状を提出したとすれば、それは前日の庄原警察署による送検の事実を知らずに捜査の進展に疑問を持ったからではないかとも推認されるが、そうであるとすればそれは原告の思い込みすぎず、庄原警察署は適法・適正に捜査手続を進めているのである。」との記載については、日付について被告の認識に間違いがあったので下記のとおり訂正する。

記

「なお、本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書が作成されている以上、捜査は開始されているのであり、合理的な捜査を行って書類や証拠物を整えてから検察官に送致することはその時点で決定されているところ(刑事訴訟法246条「司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定めのある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。」、身柄事件でない本件について、平成29年



5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月9日には送検されているのであるから十分に合理的な期間内の適法な処理であるといえる。原告が訴状のとおり庄原警察署による送検の前日8日に検察庁に告訴状を提出したとすれば、庄原警察署による捜査・送検手続の進捗を知らずに捜査の進展に疑問を持ったからではないかとも推認されるが、そうであるとすればそれは原告の思い込みにすぎず、庄原警察署は適法・適正に捜査手続を進めているのである。」

なお、原告は、被告の答弁書提出後の準備書面(1) p 2上から6行目において、平成29年5月26日に告訴状を持ち帰った後、「その後告訴事件としては、訴外津田の様子が変なので検察庁に告訴状を提出したのです」と明記しており、被告とは無関係の理由で告訴状を改めて検察庁に提出したことを述べているところである。

## (2) 求釈明についての反論

被告は、答弁書で述べたとおり、本件傷害事件が発生した平成29年5月2日当日に被害者調書を作成して捜査を開始し、身柄事件でない本件について、平成29年5月中に原告の被害者調書の作成、被疑者調書の作成、実況見分調書の作成、必要な各種捜査照会等を行い、同年6月5日には庄原警察署での捜査をいったん完結させ、事件発生から約1か月後の同月9日に送検している。

警察から検察庁への送致罪名は傷害であるが、前記のとおり、検察庁には被害者調書、被疑者調書、実況見分調書、各種捜査照会結果が一件記録として送られているのであるから、検察庁の捜査対象は被害者である原告が調書で述べている全事実であり、原告が自らの被害者調書等で邸宅侵入を構成する事実を主張しているのであればそれも捜査対象となっていることは明らかである(逆に原告が自らの被害者調書等において邸宅侵入を構成する事実を主張していないのであれば、被告が邸宅侵入を送致の罪名に入れていないことは当然だということになる)。そして、最終的な起訴罪名をどうするかについては起訴権限を独占する検察官が証拠に基づいて裁量的に決めるのであり、逆にいえば、そ